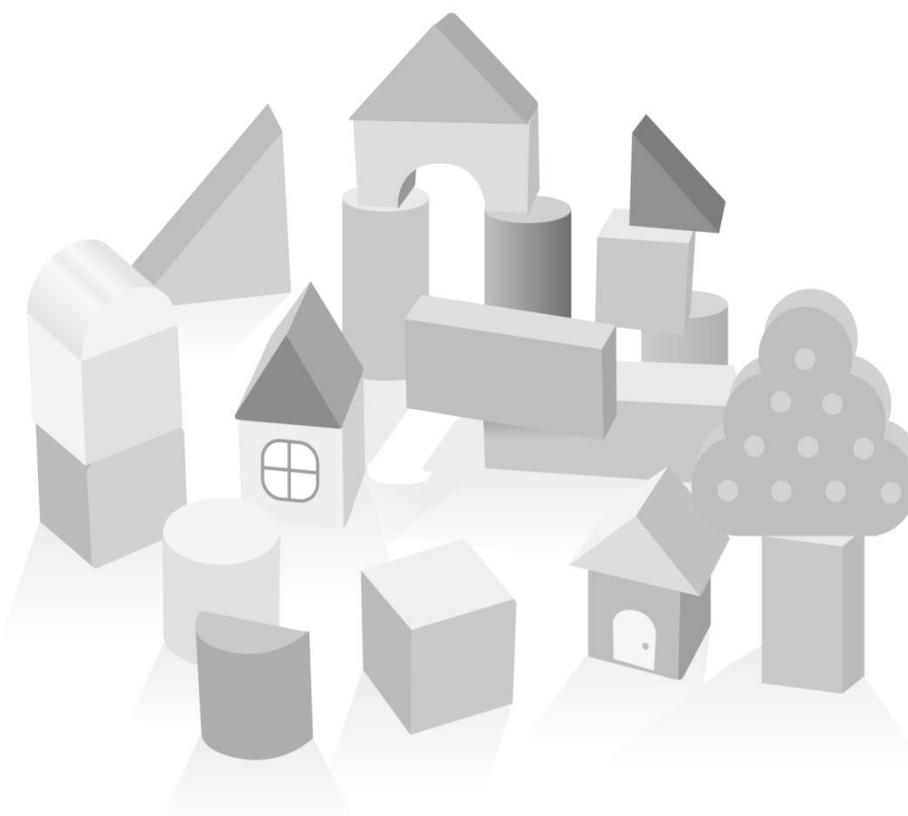




第1部 総論

第1章

計画策定にあたって





第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景及び趣旨

わが国では、さまざまな要因から進行する少子化、地域コミュニティの希薄化、共働き家庭の増加など、子どもとその家族や地域を取り巻く環境が著しく変化しており、社会全体で子どもの育ちを支え合っていくことが望まれています。

このため、平成27年度から、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する「子ども・子育て支援新制度」が全国において本格的にスタートし、「量」と「質」の両面から社会全体で子ども・子育てを支えるとともに、平成26年度までの時限立法であった「次世代育成支援対策推進法」が令和6年度末まで延長され、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ育成される社会を形成するためのさまざまな取り組みの更なる推進・強化が図られています。さらに、令和元年成立の「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」により、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、幼児教育・保育の無償化が実施され、子育てのための施設等利用給付が創設されました。

このほか、平成28年の児童福祉法の改正による全ての子どもが権利の主体であることの明確化、平成26年にとりまとめられた「子供の貧困対策に関する大綱」の見直しによる子どもの貧困対策の更なる推進など、子どもの最善の利益の実現を目指し取り組みを進めています。

本市においては、平成26年度に「戸田市子ども・子育て支援事業計画」（平成27年度～平成31年度（令和元年度））を策定し、子育ての環境整備に取り組んできました。

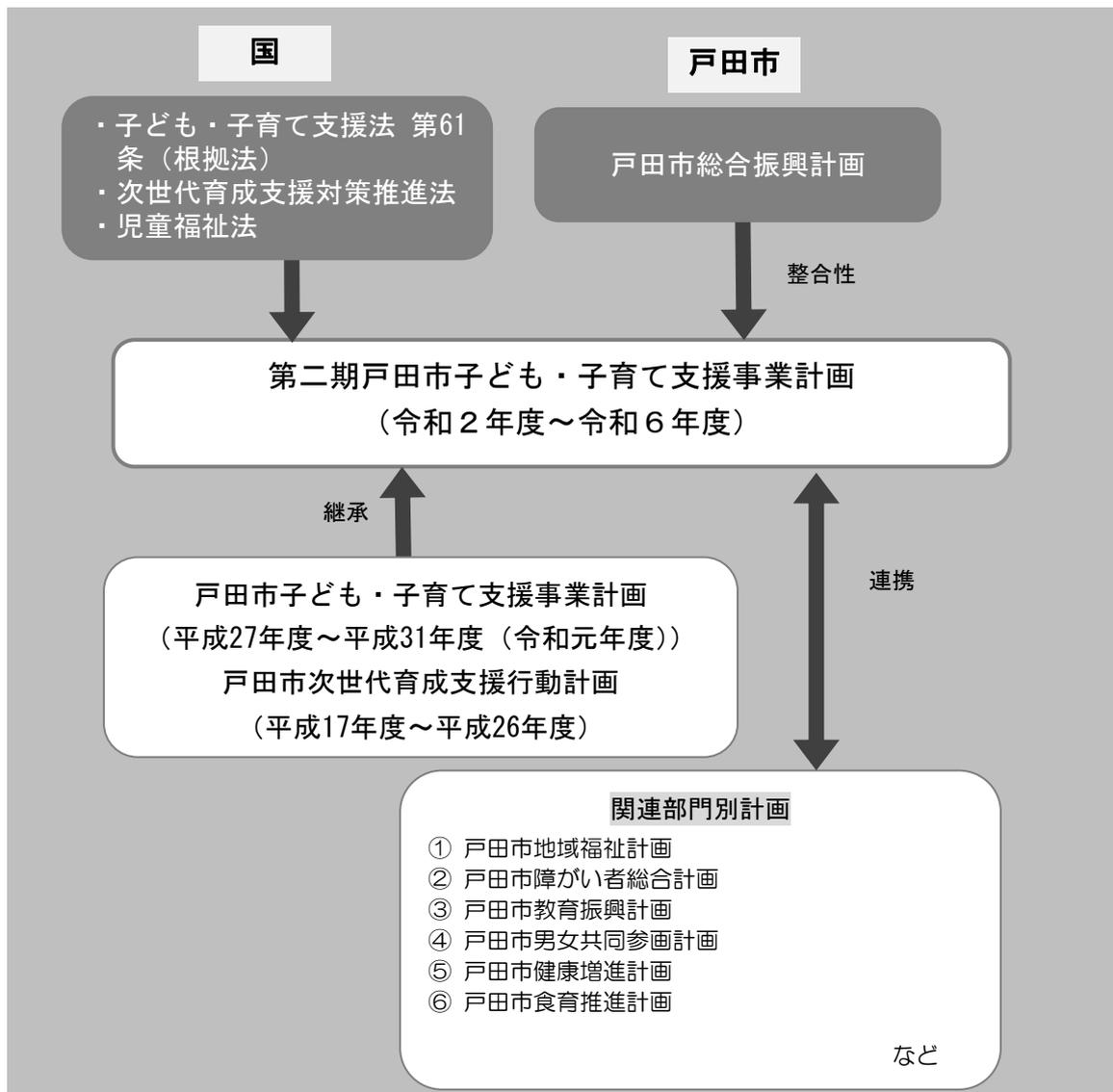
今後、子どもや子育て家庭を取り巻く状況を踏まえ、妊娠・出産期から学童期に至るまでの過程を切れ目なく支援することにより、一人ひとりの子どもが健やかに育ち、社会の一員として成長することができる環境を整備するために、これまでの「戸田市子ども・子育て支援事業計画」及び「戸田市次世代育成支援行動計画」を継承し、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づき、「第二期戸田市子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。



2 計画の位置づけ

- ・この計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく計画として、基本理念及び子ども・子育て支援の意義を踏まえ策定するものです。
- ・この計画は、「戸田市総合振興計画」を上位計画とし、「母子保健計画」及び「ひとり親家庭等自立支援計画」、「放課後子ども総合プランに基づく行動計画」を含む計画であり、かつ、「戸田市地域福祉計画」及び「戸田市障がい者総合計画」、「戸田市教育振興計画」、「戸田市男女共同参画計画」などの関連計画と整合したものです。
また、この計画は、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(平成25年6月成立)及び「子供の貧困対策に関する大綱」(平成26年8月閣議決定【令和元年11月見直し実施】)に示された考え方に基づいています。

図表1-1-1 上位計画、関連法との関係

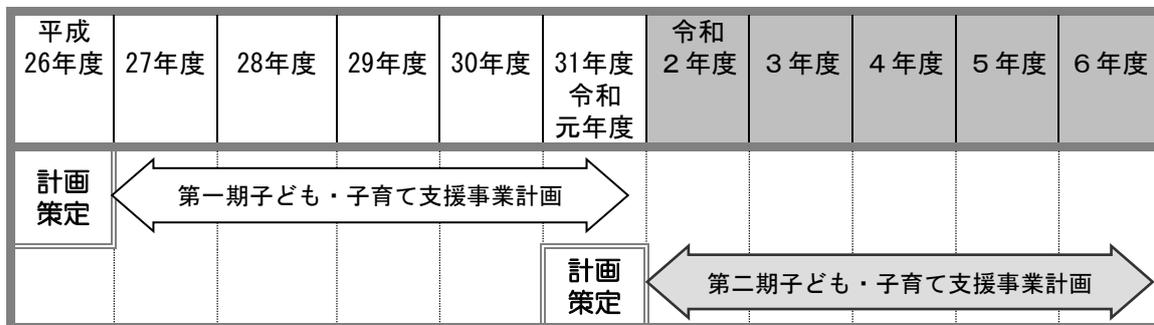




3 計画期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。
また、必要がある場合は、計画の見直しを行うものです。

図表1-1-2 計画期間



4 計画の策定体制

(1) 子ども・子育て支援ニーズ調査の実施

本計画の策定に先立ち、本市では就学前児童、小学校児童をもつ保護者に対しニーズを把握するために、平成30年12月に子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査を実施しました。

(2) 戸田市児童福祉審議会（戸田市版子ども・子育て会議）における審議

本市では、本計画の内容を審議するため、戸田市児童福祉審議会にて地方版「子ども・子育て会議」の機能を持たせ、保育・教育関係者、児童福祉分野の団体の代表者などの委員による議論を行ってきました。各方面の有識者の参画によって、より実効性の高い計画策定を目指すものです。

(3) パブリック・コメントの実施

「戸田市市民パブリック・コメント制度」に基づき、計画策定にあたっての意見を広く市民から募集しました。